

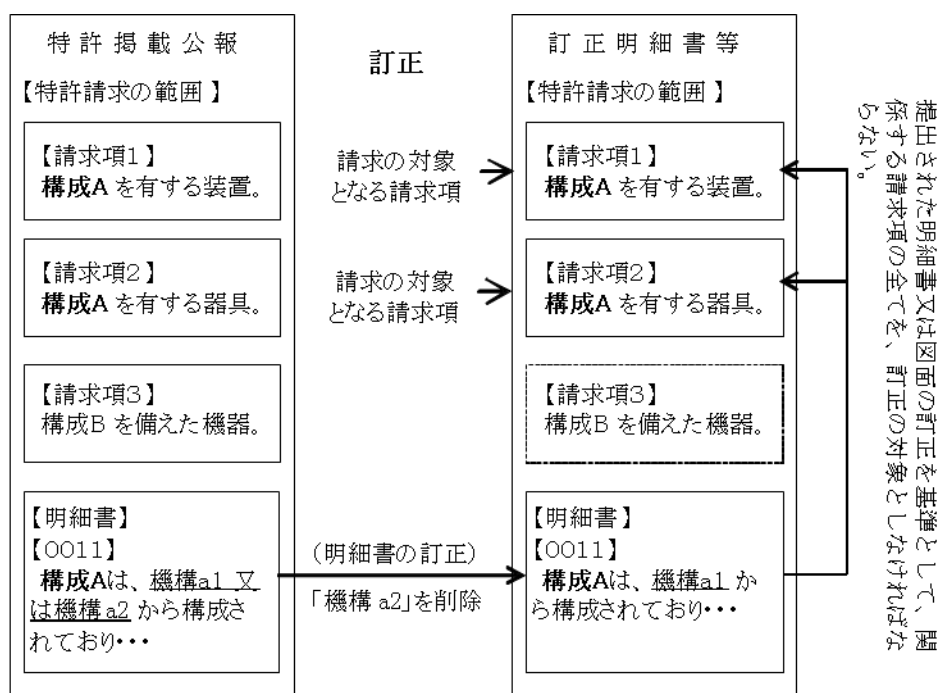
38—02 P

明細書又は図面の訂正

1. 明細書又は図面の訂正と関係する請求項

請求項ごとに訂正を請求する場合に、明細書又は図面の訂正が複数の請求項に係る発明と関係するときには、提出された明細書又は図面の訂正を基準として、当該明細書又は図面の訂正と関係する請求項（又は一群の請求項）の全てを請求の対象としなければならない（特 § 126④、 § 134 の 2⑨→ § 126④、 § 120 の 5⑨→ § 126④）。

例えば、次図の明細書の段落【0011】に記載される事項の訂正を行うときには、この明細書の段落【0011】の訂正事項と関係する請求項 1 及び請求項 2 を、訂正対象とする必要がある。



特定の請求項と関係する明細書（又は図面）の訂正がされたときには、その明細書（又は図面）中の訂正事項は、当該請求項についての訂正事項として扱

う。したがって、訂正の際に、明細書の訂正と関係するとされなかった請求項について、発明の認定や発明の技術的範囲を定める際にはその訂正が考慮されないときがあるので注意を要する。

例えば、特許請求の範囲が

「【請求項 1】 A機構と B機構を有するエアコン装置。

【請求項 2】 さらに C機構を有する請求項 1 記載のエアコン装置。

【請求項 3】 さらに D機構を有する請求項 1 又は請求項 2 記載のエアコン装置。

【請求項 4】 D機構の冷媒は E 製法で製造されることを特徴とする請求項 3 のエアコン装置。」

であって、明細書の【0020】に

「D機構の冷媒は E 製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の艦橋不可が極めて高い。」

という記載があり、これを

「D機構の冷媒は E 製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の環境への負荷が極めて高い。」

とする訂正（誤記の訂正）をした場合、請求項ごとに請求するときは冷媒についての記載がある請求項 4 について訂正を請求することになる。

このとき、訂正により請求項 4 に関する明細書のみ訂正がされることとなり、請求項 3 についての明細書は「艦橋不可」のままである。明細書の訂正を全請求項に反映させるには特許権全体について訂正の請求をする必要がある。

2. 明細書又は図面の訂正と関係する請求項がないとき

明細書又は図面の訂正が、いずれの請求項に記載の発明について発明の認定や発明の技術的範囲を定めるなどの際に考慮する必要がないものであるときは、任意の請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正を請求することもできるし、特許権全体に対して訂正を請求することもできる。

ただし、いずれの請求項に記載の発明についても考慮する必要のない記載を訂正することは通常必要がない。

(追加 H27. 10)